

飯塚市給食運営審議会専門部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯塚市給食条例施行規則（平成18年飯塚市教育委員会規則第26号）第11条の規定により設置する専門部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 給食調理等業務委託業者選定基準の策定
- (2) 選定基準に基づく委託業者の選定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、給食調理等業務委託業者の選定に関して必要な事項

(部会員)

第3条 専門部会員は、飯塚市給食運営審議会（以下「運営審議会」という。）の委員から、運営審議会の会長が指名する。

(部会長)

第4条 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会員の互選により定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、部会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、又は、必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(事務局)

第6条 専門部会の事務局を教育部学校給食課内に置く。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、飯塚市給食運営審議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。